

平成27年国勢調査確定と議員定数について

■ 国勢調査確定結果と法定要件

① 区域

- ・市、市と隣接する町村、隣接する町村を基本とし、条例で定める。
(公選法 § 15①)
- ・政令市の場合は、2以上の選挙区を設ければ合区が可能。(公選法 § 15⑨)
- ・一の町村の区域の人口が議員1人当たり人口の半数以上であるとき(与謝野町、精華町が該当)は、当該町村の区域をもって単独選挙区とすることができる。(公選法 § 15④)

② 強制合区

- ・一の市の区域の人口が議員1人当たり人口の半数に達しないとき(宮津市が該当)は、隣接する他の市町村の区域と合区しなければならない。
(公選法 § 15②)

③ 任意合区

- ・一の市の区域の人口が議員1人当たり人口の半数以上であっても議員1人当たり人口に達しないとき(綾部市、南丹市が該当)は、隣接する他の市町村と合区できる。(公選法 § 15③)

▶ 現在の選挙区は、①～③の法定要件を充足 (速報結果と変化なし)

■ 国勢調査確定結果と一票の較差等

- ・人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公選法 § 15⑧)

▶ 一票の較差

1. 79倍(H22国調) (最小：南区 最大：京丹後市)
- 1. 76倍(H27国調) (最小：南区 最大：木津川市及び相楽郡)

▶ 逆転選挙区 2通りで変化なし

- (木津川市及び相楽郡と中京区)
(木津川市及び相楽郡と南区)

▶ 速報結果と変化なし

【参考：平成27年国勢調査確定値による総人口と議員1人当たり人口】

	平成27年 国勢調査人口	平成22年 国勢調査人口	増減
京都府総人口	2,610,353人	2,636,092人	▲ 25,739人
議員一人当たり人口	43,506人	43,935人	▲ 429人

(※平成27年国勢調査速報値 京都府総人口 2,610,140人
議員一人当たり人口 43,502人)